

IX 生産農業所得の部

解 説

この部には、農業産出額及び生産農業所得に関する統計について収録した。

1 農業産出額及び生産農業所得統計（都道府県別推計）の概要

都道府県推計における生産農業所得統計は、各都道府県の農業生産の実態を価値額として把握し、農政の企画・推進、地域振興計画の策定、農業振興諸施策の実施等のための資料を提供することを目的として、都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

(1) 農業産出額の推計方法

農業産出額は、推計期間である当該年（暦年）における都道府県別の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたものであり、農産物とこれらを原料とする加工農産物とを区分して次の方法により算出した。

$$\begin{aligned} & \text{個別農産物の産出額} = \text{個別農産物生産数量} \times \text{個別農産物農家庭先販売価格} \\ & \text{個別加工農産物の産出額} \\ & = (\text{個別加工農産物の生産数量} \times \text{個別加工農産物の農家庭先販売価格}) \\ & \quad - (\text{個別加工農産物の原料数量} \times \text{個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格}) \end{aligned}$$

なお、自都道府県で生産され農業へ再投入した中間生産物（最終生産物となる農産物のために再び投入される農産物をいい、種子、飼料、子豚、ひな等が該当する）は産出額から控除し、他都道府県へ販売したもの及び他都道府県から購入したものは産出額に含む。

(2) 推計期間

令和3年1月から令和3年12月までの1年間

ただし、暦年をまたがって生産される野菜、果実等については、「作物統計調査」で定めている年産区分とした。

(3) 推計の範囲

推計の対象とした品目の範囲は、原則として令和2年の当該都道府県の農業産出額がおおむね5,000万円以上のものとした。

また、全国推計では全ての中間生産物を推計から除外するが、この部で掲載している都道府県別推計では、中間生産物のうち、他都道府県へ販売されたものも推計の範囲に含めている。これは、当該都道府県における生産の価値を当該都道府県に帰属させるためである。

(4) 品目別生産量

推計期間内に生産された品目別生産量は、主として生産量統計を基礎資料として、収穫量から再び農業へ投下される種子・飼料等の数量を控除した数量である。

生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物の数量及び中間生産物の移出入量については、地方公共団体、卸売会社、農業団体への情報収集により推定した。

(5) 品目別農家庭先販売価格

品目別農家庭先販売価格は、地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、農業経営統計調査又は農作物価統計調査、市場統計調査等を用いて推定した。

価格情報に諸経費（市場手数料、集出荷団体経費等）が含まれている場合は控除した。

(6) 生産農業所得の推計方法

生産農業所得は、農業産出額から物的経費を控除し、経常補助金を実額加算したものであり、具体的には、次式により算出した。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業産出額} \times \frac{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)}} + \text{経常補助金}$$

~~~~~

ただし、～～部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出した。  
 注：物的経費には、減価償却費及び間接税を含む一方、雇人費、地代、利子割引料を含まない。

**(7) 利用上の注意事項**

もやしは、平成14年3月の日本標準産業分類の改正に合わせ、平成13年から農業の範囲として推計し、野菜に計上している。

**2 市町村別農業産出額（推計）について**

市町村別農業産出額（推計）は、「XIV 市町村別の部」に掲載した。